

# 議会議案第1号

## 北朝鮮による核・ミサイル問題の早期解決 を求める意見書

北朝鮮は、我が国を始め、国際社会の累次にわたる自制要請を無視して弾道ミサイル等を発射し続けている。

特に、8月24日に潜水艦から発射されたとされる弾道ミサイルは、我が国の防空識別圏内にまで到達しており、漁業関係者の安全な操業を脅かすばかりではなく、我が国の安全保障そのものに対する直接的で重大な暴挙であり、断じて容認できるものではない。

度重なる核実験を始めとするこれまでの北朝鮮の一連の行動は、国際社会の平和と安定を著しく損なうとともに、六者会合などで確認された朝鮮半島の非核化の方針にも逆行するものである。このままの状況が続けば、我が国への脅威が一層増すことが懸念される。

よって、国におかれては、唯一の被爆国としての立場も鑑み、北朝鮮に対して毅然と抗議するとともに、平和的解決に向け、国際社会との連携を一層密にし、国連決議の遵守を強く北朝鮮に働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月9日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

無年金者対策の推進を求める意見書

2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」には、無年金者対策及び将来の無年金者発生抑制の観点から、年金の受給資格期間の短縮が明記されているほか、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」においても、無年金者対策等の実施が盛り込まれている。

2007年に国が実施した調査では、無年金見込者を含む無年金者数は、最大118万人、このうち65歳以上については、42万人と推計されており、無年金者対策は、喫緊の課題である。

我が国では、受給資格期間を10年に短縮した場合、65歳以上の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとされているが、諸外国では、フランス、スウェーデンでは、受給資格期間そのものがなく、ドイツでは5年、アメリカ、イギリスでも受給資格期間は10年となっており、我が国の受給資格期間は、他国に比べて長いといえる。

よって、国におかれては、安心できる社会保障の実現を図るためにも、必要な財源の確保を含め、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 受給資格期間を現行の25年から10年に短縮する措置を2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者に月額最大5,000円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等の早期の実現を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

## 議会議案第3号

### 民泊に対する地域の状況に応じて運用できる法制化を 求める意見書

昨今の国内外からの観光客増に伴い、いわゆる民泊についての課題が取り沙汰されている。本県においても、年々訪日外国人客が増加している。それに伴い、多様な宿泊ニーズに対応するため、民泊が増加し、旅館業法の許可を得て地域と良好な関係で営業するものがある一方、無許可あるいは地域とトラブルを起こす業者（又は個人）が後を絶たず、地域住民から騒音やゴミの苦情、火災の不安等が少なからず寄せられるようになった。

民泊については、これまでに、政府の規制改革会議で、規制の見直しや緩和策が検討されてきた。この中で、6月2日の閣議決定では、現行法では営業が認められていない住居専用地域でも営業が可能となり、条例で規制するという一文が入っている。

また、この新たな枠組みで提供されるものは、住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度にするとされている。

よって、国におかれては、法制化に当たり、下記の事項について取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 民泊について、ホテル・旅館に準じたルールを設け、例えば、所在地の経営者が特定できる状況とした上で、公衆衛生、防火・防災や防犯など、管理責任の点で明確なルールを設けるとともに、その遵守を徹底させる策を盛り込むこと。
- 2 地域住民の安心・安全な生活環境を守り、社会不安が生じないように、地域の状況に応じて運用できる法制化を進めること。
- 3 地域の実情に応じた民泊の年間営業日数の設定と施設への調査、指導、改善命令、業務停止、不正行為への罰則等について、条例等で規定の整備ができるよう、地方自治体の関与について明確に規定すること。
- 4 現行の旅館業法違反施設の取締りを地方自治体に対して早急に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		
内閣府特命担当大臣（規制改革）		
内閣官房長官		

石川県議会

## 議会議案第4号

### 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙では、道府県議会議員選挙の平均投票率が過去最低となったほか、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が大きな問題となった。

こうした中、選挙権年齢の引下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、サラリーマンの議員立候補が行われやすいよう、年金制度を時代にふさわしいものとするのが人材の確保につながっていくと考えられる。

よって、国におかれては、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

## 議会議案第5号

### チーム学校運営の推進等に関する法律の早期制定等を 求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少等による社会、経済の急速な変化により、学校現場の抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題や保護者等の要望への対応など、学校に求められる役割が拡大しており、教員や学校だけでは解決できない課題が増大している。

また、教員の勤務実態に関する諸外国との比較調査では、我が国教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、待ったなしの改革が必要な状況である。

よって、国におかれては、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する諸課題に対応できる「次世代の学校」を構築するため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

#### 記

- 1 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員やスタッフ等が学校運営や教育活動に参画する「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。
- 2 教員が担うべき業務に専念し、子供と向き合う時間を確保するため、従来の業務を不断に見直し、教員業務の適正化を促進すること。
- 3 教員の負担軽減を図るため、部活動休養日の設定を徹底するとともに、さらなる指導充実のため、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、大学生等の幅広い協力が得られる環境整備を進めること。
- 4 教員が心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、長時間労働を見直すとともに、定期的な勤務実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会